

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和7年4月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400261号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500005号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年6月28日は9万9,000円、平成25年12月10日は35万4,000円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日及び平成25年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日及び平成25年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月  
② 平成25年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は9万9,000円、請求期間②は35万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は9万9,316円、請求期間②は35万4,787円)の支払を受け、請求期間①は10万円、請求期間②は35万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は8,325円、請求期間②は3万302円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる賞与の支払額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万9,000

円、請求期間②は35万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与の支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる支給日及び事業主の回答から、請求期間①は平成25年6月28日、請求期間②は平成25年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年6月28日及び平成25年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年6月28日及び平成25年12月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400279号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500006号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年1月25日から同年8月5日まで  
② 平成元年5月28日から同年9月21日まで

請求期間①については、A社に正社員として勤務したが、厚生年金保険の記録がない。給与は現金支給であり資料は何もないが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②については、C社に正社員として勤務したが、厚生年金保険の記録がない。給与は現金支給であり資料は何もないが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録によると、請求者のA社における被保険者資格取得日は昭和62年4月1日、離職日は昭和62年7月31日であることが確認できる。

しかしながら、請求者は、上述のとおり、請求期間①のうち昭和62年4月1日から同年7月31日までの期間については、A社に勤務していたことが確認できるものの、請求者のことを記憶する同僚は、勤務期間までは覚えていない旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和62年2月13日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間①のうち昭和62年1月25日から同年2月12日までは厚生年金保険の適用事業所でなかったこととなる。

加えて、同社の現在の事業主は、平成3年に現在の社屋に建て直した際に、書類整理等を行ったため、当時の資料は何もなく、請求期間①当時の社員、役員で現在も勤務しているものはおらず当時のことを知る者はいないため、請求者の勤務実態及び保険料控除について不明である旨回答している。

さらに、昭和62年2月から昭和63年1月までにA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚等のうち、請求期間①当時の事業主を除く連絡先が判明した5人に、厚生年金保険被保険者資格取得等について照会したところ、2人から回答があり1人は、厚生年金保険の加入については不明、1人は、会社から厚生年金保険の加入の有無等については入社時その後も何も説明はなく、何回かもらった給与明細書から厚生年金保険料は控除されていなかったもので、厚生年金保険に加入していないことに気がつき、厚生年金保険加入希望を会社に伝え加入した旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、C社は、平成2年6月1日に厚生年金保険の適用事務所となり、平成14年6月1日に全喪していることから、請求期間②について、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、C社は平成15年5月31日に清算終了している上、同社の元事業主は、C社は既に解散しており、資料は全て破棄しているため請求者の勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求期間②当時、C社の役員は、正社員は自分1人であり、C社の業務は大変な重労働で、ほとんどの者が3～4か月で辞めるため人の出入りが激しく、請求者が勤務していたかどうか覚えていない。また、正社員希望であっても3か月の試用期間を設けており、面接時に当該試用期間についてはアルバイト扱いで社会保険には加入しない旨の説明をしていたと陳述している。

加えて、C社の厚生年金保険新規適用日（平成2年6月1日）に被保険者資格を取得している同僚5人のうち、連絡先が判明した4人に同社に係る入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得について照会したところ、4人から回答があり、そのうち1人は、自分は正社員ではなかったが厚生年金保険に加入しており、請求期間②当時は従業員の希望により厚生年金保険に加入する場合としない場合があった旨回答している。

合わせて、上述の同僚5人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、1人は、C社に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、残りの4人は、厚生年金保険被保険者資格取得月と雇用保険被保険者資格取得月は一致していないこと

が確認できることから、請求期間②当時、C社は、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。